

人権尊重・多様な性のあり方に関するハンドブック



豊後大野市立緒方小学校

2023年10月 4日発行

1. 子どもへの配慮・対応

一般的に、自分の性に対する違和感を覚えるようになるのは思春期が多いと言われていますが、すでに小学校低・中学年の児童期に同性の友だちとの違いに違和感を覚えることも多いようです。

これまでの学校教育の中では、便宜上、外見上の男女を前提に授業や行事が進められてきましたが、他校では性的指向を理由にいじめを受けて不登校傾向になるという事案も起きています。

少数派の人というのは、周囲と自分の違いを意識し、葛藤して生きています。「マイノリティ・ディストレス」といって、一般的なストレスの上にさらに負荷がかかるのです。性的少数者の場合、家庭内でもマイノリティになることが多く、安心できる場所がない子どももいます。

このような状況下、子どもに関わる職員が正しい理解を促進し、適切に対応することが必要です。緒方小は、「誰も取り残さない」「居心地がよい」「持続可能」な学校をつくっていきます。

(1) 教職員の理解

①校内研修や学習会・講演会等への参加

子どもや保護者からの、性のあり方に関する相談や悩みに、職員が対応できるよう、知識習得・理解のための学習機会を創出するとともに、学校外の団体等が開催する講演会等に積極的に参加します。

②差別・いじめに対する姿勢

教職員は、それぞれの個性が尊重されるべきことを子どもたちにわかりやすく示し、性のあり方に基づく差別やいじめに対しては毅然とした対応をすることが必要です。また、いかなる理由であっても、いじめや差別を許さない適切な指導や人権教育を推進することで、悩みや不安を抱える子どもに対する支援を強化することが必要です。

(2) 学校生活における配慮・対応

①発達段階に応じた人権教育の推進

発達段階に応じて人権教育を推進し、あわせて性のあり方についても理解を深める教育を推進することで、偏見や差別意識の解消を図ることが必要です。

性のあり方について学習する場合、教職員が正しく理解し、学校生活のあらゆる場面で、人権尊重の意識が子どもに根づくよう、適切に指導・対応することが必要です。

②多様な生き方を考えた進路指導

子どもが、自身の性のあり方に関して他者と異なる存在であると捉え、模範・目標となる人が見つからないなど、自身の将来を思い描くことが難しくなる場合が考えられます。先入観なく進路指導を行い、進路や生き方について学ぶ機会を持つことで、一人ひとりの子どもが、多様な生き方を選択することの大切さを実感できるよう適切に指導・対応することが必要です。

③トイレの不安への対応

○各階のトイレの1つを「誰でも使うことができるトイレ（みんなのトイレ）」に変更します。

○体調不良や特別な事情がある場合は、教職員用のトイレを使用することができます。

○休み時間にトイレに行きにくい場合は、給食の準備時間や特別教室に移動するタイミングなど、他の友だちと違う時間に先生の許可を得てトイレに行くことができます。

○休み時間にトイレに行くことができなくて、授業中どうしてもトイレに行きたくなった場合、先生に許可を得てトイレに行くことができます。

④体育の授業（水泳学習を含む）やその更衣の不安への対応

○水泳着は、ラッシュガードなど露出が少ないものも選択できます。

○デザインや性能等、一定の基準をクリアしていれば水泳着の種類は問いません。

○体操服や赤白帽子で男女を区別することはありません。

○教室での更衣に抵抗がある場合は、保健室または個室で着替えることができます。

⑤健康診断やその更衣の不安への対応

○男子だけ、女子だけの場合でも、上半身が裸になる診察は、パーテーションで区切ったり個

室にしたりするなどの配慮をします。

○上半身が裸になる時間をできるだけ短くするよう工夫します。

○身長や体重、各種検査結果等を、読み上げをしないで記録します。

○学校で各種検査を受診しにくい場合は、別に医療機関で同様の健診を受けることを認めます。

○学級ごとの各種検査・測定を受けにくい場合は、他の誰もいない時間帯に実施することができます。

⑥宿泊行事の不安への対応

○友だちと一緒に風呂に入りたくない場合は、時間をずらし、1人で入れるようにします。

○希望者には先生の部屋のシャワーなど個室のシャワーの使用を許可します。(生理中の子どもと同じように対応する)

○友だちと一緒にの部屋で寝ることができない場合は、救護室や先生の管理している部屋で寝ることができます。

○友だちと一緒にの部屋で寝ることができない場合は、事前に誰と同じ部屋だったら安心できるかということを確認し、配慮します。

⑦その他、学校生活での様々な場面の不安への対応

○歌いたいパートを性別で決めず、声質を考慮し希望を尊重するようにします。

○日記や作文等の際に、男子は「ぼくは…」、女子は「わたしは…」ではなく、個人の書き方を尊重します。

(3) 学校内の体制

①不要な性別欄を削除

家庭連絡票をはじめとする家庭から学校への提出書類、学校発出の書類等の性別の記載欄の必要性について精査し、性別欄がなくても対応可能なものについては性別欄を削除します。

②情報取得手段の提供

子どもが、性のあり方に関する情報を正しく自力で得ることは容易なことではありません。羞恥心や、ハラスメントや差別を受けることを恐れて、教職員への相談を躊躇する子どもがいることも考えられます。LGBTQ関連の本を学級や図書室、保健室等に置いたり、相談窓口の案内を掲示したりするなど、子どもが複数の手段を使えるようにします。

③相談体制

子ども自身の性自認や性別違和の自覚、受容の程度は個々に違いがあります。また、子どもが置かれている環境等により大きく異なります。悩みや不安を聴く姿勢を常に示すことで、子どもが相談しやすい状況をつくり出すことが必要です。

相談があった際には組織的に取り組むことが重要です。まずは子どもの言葉を丁寧に受け止めます。また、子どもが秘匿しておきたいことを考慮して、学校として効果的な対応を進めるために、他の職員等の間で情報を共有する意図を十分に説明・相談し、本人から理解を得ることが必要です。

また、相談内容には極めて個人的でデリケートな情報を含むため、本人の了解を得ずに第三者に伝わるようなことがないように、十分配慮することが必要です。

④同じ敬称「さん」で呼ぶ

ジェンダー的な公正さや、望まない性に基づく敬称に苦痛を感じる児童への配慮し、教職員は、子どもの性のあり方にかかわらず、同じ敬称で呼ぶようにします。当面、最低限授業中は「さん」で呼びます。

⑤保護者への発信

LGBTQの子どもに対して、学校で配慮可能な事項を整理し、入学説明会や学級懇談会等で全保護者に発信していきます。

子どもから相談を受けた際のポイント

- 「話してくれてありがとう」と伝える。
- セクシュアリティを決めつけない（「きっとトランスジェンダーだね」など）。
- 困っていることは何かを聴く。
- 誰かに話しているか、誰に話していいのかを確認し、合意を得る。
- 支援や相談機関につながる情報を伝える。
- 対応方針は一人ひとり異なるため、子どもとの対話の中で考える。

2. 保護者・地域住民等への配慮・対応

性のあり方は、個人の尊厳に関わることであり、性的少数者の方への配慮は、人権や性の多様性の尊重の観点からも、公務に従事する者に求められるものです。

また、性のあり方は多様であり、対応方法は一人ひとり異なることから、保護者等への対応を行う際には、相手の意向を汲むコミュニケーションが必要です。場合によっては、自分が意図していないにもかかわらず、何気ない言葉や態度が、当事者を傷つける場合があることにも留意が必要です。

職員として普段から性のあり方に関して理解を深め、どのような対応が必要かを考えることが重要です。

(1) パートナー・家族の呼び方

保護者等と話をしたり家庭状況を尋ねたりする際には、パートナーが異性とは限らないことを十分に踏まえて、業務に必要な範囲を超えないようにプライバシーに注意し対応します。

性別を決めつけた関係性の表現は避け、性別を問わない呼び方を心がけます。

<呼び方の一例>

○奥さん、ご主人、彼、彼女	→	パートナー、お連れ合い
○息子さん、娘さん	→	お子さん
○お父さん、お母さん	→	保護者の方、ご家族
○△△君のお母さん	→	◇◇さん（苗字で呼ぶ）

(2) プライバシー確保の徹底

年度末等、次の学年・学校につなぐ場合は、本人の了承後に引き継ぎを行い、多重確認をしないように工夫します。

(3) 学校施設の利用

トイレや更衣室等の使用に関しては、本人の意思を尊重しつつ、他の利用者との調整を検討することが必要です。運動会や授業参観、懇談会等、多くの方が一斉に利用する場合は、別途、使用時間やスペースを確保するなど、個別対応の検討が必要です。

また、当事者本人が自ら表明していないにもかかわらず、周囲に知られてしまうアウティングが起こらないように、細心の注意を払います。

各階のトイレの1つを「誰でも使うことができるトイレ（みんなのトイレ）」に変更します。